

平成 25 年第 5 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 25 年 8 月 29 日 (木)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 25 年 8 月 29 日 (木) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
	閉 会	平成 25 年 8 月 29 日 (木) 午前 11 時 30 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委 員 出席 10 名 欠席 1 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	黒 川 益 毅	○
	3	佐 藤 博 幸	●
	4	奥 山 稔	○
	5	鎌 田 英 樹	○
	6	川 端 英 嗣	○
	7	山 本 俊 榮	○
	8	杉 本 元	○
	9	吉 田 謙 司	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	中 嶋 康 治	○
議事録署名委員	議席番号	6 番 川 端 英 嗣 7 番 山 本 俊 榮	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局 長	守 山 義 昭	
	総務係 長	菅 雅 彦	
	総務係主査	岩 花 英 樹	
	地域おこし協力隊	梶 原 崇	

平成25年度第5回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年度第5回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

6番 川端 英嗣 君

7番 山本 俊榮 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。 から に所有権移転するものです。

この案件は、新規となっております。

なお、条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 それでは本件の質疑をはじめます。

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

貸主は となっており、借主については、 となっており、土地については、 となっており、転用面積は、 m² となっており、転用目的は砂利採取で、工期は平成 年 月 日より平成 年 月 日となっており、一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 それでは本件の質疑をはじめます。

これ8ページに経路図があるのですが今まで埋戻しの土の客土地などは申請に出てきてないのですがこれは为什么呢。業者側から出してきたのでしょうか。今までこんな図面出してきたことないですね。

業者によって自分はここから土を採り、ここから埋戻しの土を採るという書類ですね。

これは公的に決まっているわけではないですね。

別に義務付けてはいないです。

わかりました。

今気づいたのですが、埋戻しの土をそこから採ればその空いた土地はどうなるのか。そのままなのか。

それは遠別ですので

雑種地なら雑踏し、農地なら向こうの委員会が許可しているのでしょうか

遠別でしたか。わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定されました。議案第3号「現況証明願いについて」その内容について事務局より説明を求め

ます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「現況証明願いについて」その内容について、ご説明申し上げます。18ページから22ページをご覧ください。

当該案件については、 で和田昇所有の土地であります。

この度、風況計を設置したいとのことで現況証明の依頼があったところ
です。

よって、申請者 立ち合いのもと、中嶋会長、黒川委員、守山局長、
菅係長の4名で現地確認いたしました。

判定ですが、 地先については、土地台帳では、現況地目は
畑となっていますが、周囲は笹やぶが多く原野化しております。これらのこ
とから、現況地目を原野としたところでは

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 それでは本件の質疑をはじめます。これはですね私と黒川委員と守山課長
と菅係長の4名で視察したわけですが20ページ21ページに写真が載っ
ています。2枚に事務局の菅君が写っています写真がありますが人の背丈く
らいの笹が自生しています。

で、4番の写真の後方に今回施設の建設を願い出ているわけです。

今、事務局より説明があった通り地目では畑ですが、我々が見る範囲で
はこれは原野だと判断しました。

19ページに航空写真がありますが、白い丸で囲っておりましてそこに赤
数字で1, 2, 3, 4と番号が20ページ、21ページの写真の番号と
対応しております。

平成16年ごろから使っていないそうです。

事務局 平成15年です。

平成15年でした。10年間は使ってないわけですね。

議長 この写真の奥は国有林ですがその笹がどんどん攻めてくる感じで侵
食していったわけです。

この19ページの写真左下から丘に上がっているんですよ。1番の写真
と2番の写真の間にすこし緑濃いところあるんですがここ中央だけ草が自
生しているのですが端の方は笹が生えているんです。3番と4番も少し荒
れた牧草地で周囲から笹が侵食しているという形になります。

これ色薄いところが笹ですか。

この航空写真は古いものなので原状とは違います。2番はすべて笹ですね

白丸で囲っているところはすべて笹で、そこ以外も基本笹だらけですね。これ利用するのはいいのですがこれから建てるのは風の方向や強さを測る施設なんですか。

そうです。最近では干拓の昔の駅のあたり国鉄用地の線路の上あたりそこに風況調査の施設が建っているんですが20メートルくらいの建てワイヤーで補強して2年くらい調査して風の強さ、採算が立つのかどうかを調べるのですが風が強すぎても駄目らしいですね。

それは何のためですか。風力発電所か何か建てるんですか。

業者としては風力発電所を建設したいのでそのための風況調査の施設を作りたいということですね。

議長 現地に行ったら、天塩の町が一望できて四方八方から風が吹いてくる場所だと私は思います。

これは何年なんですかね。

議長 5年は調査したいと聞きました。

風力発電所がいつ建つかなんですが原状ではまだ難しくて国は自然エネルギーを推進しているんですが、北電はあまりエネルギーを買いたくないので消極的です。泊の方を動かして発電コストが安い電気を買った方が北電は儲かるので泊の方を動かしたい。国が原発を止めますといえば北電も電気を買わざるを得ないのですが、国ははっきり態度を示さないので北電ははっきりと電気を買うとは言えない。そういう狭間にあって将来がはっきりしないんですね。

業者からすれば将来を考えていい土地を確保してテスト等をしたい。でも2年後3年後すぐ建つかといえばまだ言えない状況です。

将来的には建つかもしれないということですね

はい

これ農地となっていますが、宅地等に転用するのですか。

議長 今 から質問がありましたが、当然現況は畑ですのでこういう施設にするには、原野に転用しなければならないわけです。皆さんご承知でしょうけれどもすでに、 はすでに離農している。それでこの次がいつになるかわかりませんがもう さんは酪農を止めているので農地は賃

貸にするのか売買にするのかあとで引き受けた人のために地目は変更していないという意見です。

これ中山間ではどうなっているんです。

入っていません。

議長 ほかに質問ございませんか。

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定されました。次に議案第4号「農地法第5条の転用による完了報告書の受理及び現地確認について事務局より説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第4号「農地法第5条の転用による完了報告書の受理及び現地確認について」ご説明申しあげます。

今回の完了届受理は、3件あります。

1件目ですが 24 ページから 26 ページをご覧ください。
より平成 年 月 日許可のありました で
貸主は の箇所となっており平成 年 月 日工事完了の報告書を頂いております。

2件目ですが 27 ページから 29 ページをご覧ください。
より平成 年 月 日許可のありました字 で貸主は
の箇所となっており平成 年 月 日工事完了の報告書を頂いております。

3件目ですが 30 ページから 32 ページをご覧ください。
より平成 年 月 日許可のありました で貸主は
の箇所となっており平成 25 年 6 月 26 日工事完了の報告書を頂いております。

以上3件の完了報告書の箇所について、現地確認したいと思います。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 ただいま、事務局から説明のありました農地法第5条の転用による3件の完了報告書の箇所については、現地確認する必要があると考えます。

これより現地確認を実施することでご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 農地法第5条転用について、完了届が提出された3箇所の現地確認を実施いたしました。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案の通り決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思えます。

平成25年 8月29日

署名委員

(6番) 川端 英嗣

(7番) 山本 俊榮